

福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
1. 特別地域加算	<p>事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在する場合であること。</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②離島振興法(昭和三十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算
2. 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算
	<p>【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②半島振興法(昭和三十八年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	<p>【厚生労働大臣が定める施設基準】</p> <p>1月当たりの実利用者数が15人以下の事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	

点検項目	点検事項	点検結果	
3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(1)厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算
	(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
	(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
4. 高齢者虐待防止措置未実施減算	次に掲げる措置を講じていない場合は事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について減算 ※令和9年3月31日までの間、減算は適用しない。(経過措置)		利用者全員に対して所定単位数の1%減算
	(1)事業所における高齢者虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に関催している、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
	(2)事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
	(3)事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施している。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(4)(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いている。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
5. 業務継続計画未策定減算	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない。</p> <p>※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</p>	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	利用者全員に対して1日につき所定単位数の1%減算

介護予防福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
1. 特別地域加算	<p>事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在する場合であること</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②離島振興法(昭和三十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算
2. 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算
	<p>【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	<p>【厚生労働大臣が定める施設基準】</p> <p>1月当たりの実利用者数が5人以下の事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	

点検項目	点検事項	点検結果	
3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(1)厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算
	(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
	(3)通常の実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
4. 高齢者虐待防止措置未実施減算	次に掲げる措置を講じていない場合は事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について減算 ※令和9年3月31日までの間、減算は適用しない。(経過措置)		利用者全員に対して所定単位数の1%減算
	(1)事業所における高齢者虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催している、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
	(2)事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
	(3)事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施している。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(4)(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いている。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
5. 業務継続計画未策定減算	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない。</p> <p>※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</p>	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	利用者全員に対して1日につき所定単位数の1%減算